

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年七月二十七日法律第八十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

四 第二章、第二百三十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二百三十八條（第一号に係る部分に限る。）、第二百三十九條第一項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）、第二百四十一條（第一号から第四号までに係る部分に限る。）並びに第二百四十三條第一項（第一号（第二百三十六條第一項第一号に係る部分に限る。）、第二号（第二百三十七條第一項第一号及び第二百三十八條第一号に係る部分に限る。）、第三号（第二百三十九條第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）及び第二項（第二百三十六條第一項第一号及び第四号（第二百四十一條第一号から第四号までに係る部分に限る。））に係る部分に限る。）並びに附則第十四條（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日